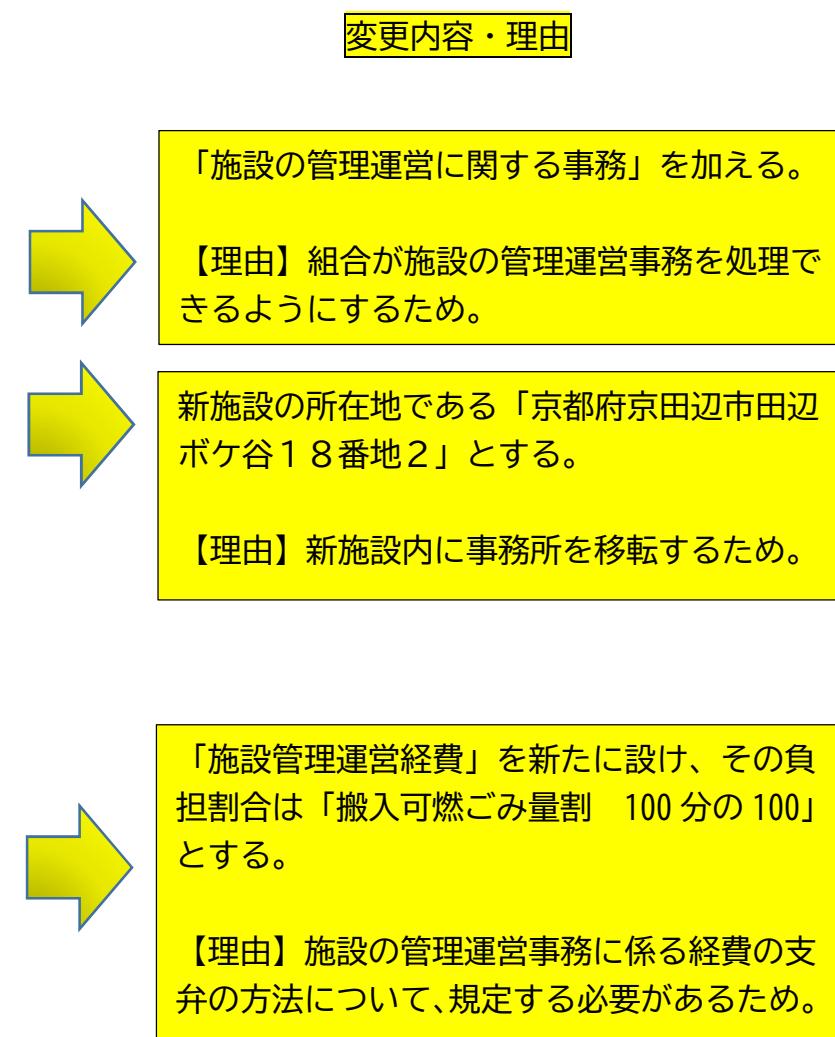


## 枚方京田辺環境施設組合の共同処理する事務及び規約の変更について（案）

枚方京田辺環境施設組合において、令和8年3月31日から可燃ごみの中間処理を行うための施設（以下「施設」という。）の管理運営事務を共同処理できるよう、組合規約の一部を変更しようとするものである。

現行の組合規約							
第1条（組合の名称）							
第2条（組合を組織する地方公共団体）							
第3条（組合の共同処理する事務）	<p>組合は、関係市で発生する一般廃棄物のうち可燃ごみの中間処理を行うための施設の設置に関する事務（施設に係る用地の取得及び粗造成に関する事務を除く。）を共同処理する。</p>						
第4条（組合の事務所の位置）	<p>組合の事務所は、大阪府枚方市大字尊延寺2949番地に置く。</p>						
第5条（組合の議会の組織）							
第6条（組合議員の選挙）							
第7条（議長及び副議長）							
第8条（組合の執行機関の組織及び選任の方法）							
第9条（組合の監査委員）							
第10条（組合経費の支弁の方法）	<p>組合の経費は、関係市の負担金及びその他の収入をもって充てる。 2 前項の負担金は、別表の経費区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の負担割合の欄に定める割合により関係市が負担する。</p> <p>別表（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費区分</th><th>負担割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設建設経費</td><td>均等割 10/100 計画可燃ごみ量割 90/100</td></tr> <tr> <td>議会関係経費</td><td>議員選出数割 100/100</td></tr> </tbody> </table>	経費区分	負担割合	施設建設経費	均等割 10/100 計画可燃ごみ量割 90/100	議会関係経費	議員選出数割 100/100
経費区分	負担割合						
施設建設経費	均等割 10/100 計画可燃ごみ量割 90/100						
議会関係経費	議員選出数割 100/100						



※施行日 令和8年3月31日

## 可燃ごみ広域処理 全体スケジュール(案)

R6.11

項目＼年度	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
(枚方市・京田辺市)  枚方・京田辺可燃ごみ広域処理推進協議会	管理運営に係る協議を適宜実施  両市協議・確認	総務省に規約変更申請【R7.4】	
(手続・協議)  組合規約の変更 (総務省・大阪府・京都府)	関係機関 協議	総務大臣許可 (見込み)【R7.6】  R8.3.31 施行	
(枚方京田辺環境施設組合)  可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業	組合規約変更に係る議案提出(両市議会)【R7.3】	総務省手続  R8.3.31 稼働	可燃ごみ広域処理施設 管理運営  R8.3.31 事業承継
(枚方市) 東部清掃工場 焼却施設	東部清掃工場焼却施設 管理運営		東部清掃工場焼却施設 管理運営

※ 可燃ごみ広域処理 全体スケジュールは予定であり、今後の事務の進捗状況によって前後することがある。